

消防本部告示第 6 号

一宮市消防団条例第 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、消防団員に対し分限処分を行ったので、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

一宮市消防団長 平 松 猛

- 1 被処分者の階級・職名
分団名：小信中島分団
階 級：団員
氏 名：中原 悠

- 2 処分内容
免職

- 3 処分年月日
令和 8 年 8 月 3 1 日

- 4 処分の理由

当該職員は、令和 8 年 6 月 7 日以降、正当な理由なく欠勤を続け、現在に至るまで所在不明で、連絡も取れない状態が 2 カ月以上経過している。この状況は、一宮市消防団条例第 6 条第 1 項第 1 号（勤務成績が良くない場合）及び第 3 号（団員に必要な適格性を欠く場合）に該当するため。